

国際連合

A/RES/68/268



総会

配布：一般

2014年4月21日

---

第 68 会期

議題項目 125

2014年4月9日に総会によって採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/68/L.37) ]

**68/268. 人権条約機関制度の効果的機能の強化及び向上**

総会は、

国際連合憲章の目的及び原則を再確認し、世界人権宣言<sup>1</sup>及び関連する国際人権文書を想起し、

人権を促進及び保護し、国際人権条約を含む、人権分野における様々な国際文書と同様に、国際法、特に国際連合憲章に基づいて担ってきた責任を果たさなければならぬ国家の義務を強調し、

1985年5月28日の経済社会理事会決議 1985/17 を想起し、

また、人権条約機関制度の効果的機能の強化及び向上に関する総会の政府間プロセスを開始した 2012年2月23日の総会決議 66/254 並びに当該政府間プロセスを拡大した 2012年9月17日の総会決議 66/295 及び 2013年9月20日の総会決議 68/2 を想起し、

さらに、人権条約機関に関する総会の関連決議を想起し、

締約国による国際人権文書の完全かつ効果的な履行が、人権及び基本的自由に対する普遍的尊重とその遵守を促進する国際連合の取組みにとって大変重要であること、並

---

<sup>1</sup> 決議 217 A (III)

びに人権条約機関制度の効果的機能が、当該文書の完全かつ効果的な履行のために必要不可欠であることを再確認し、

それぞれの人権条約の締約国によってなされた関連する義務の履行における進展を審査すること及び当該条約の履行に関して締約国へ勧告を提供することなどを通じた、人権及び基本的自由の促進及び保護における各人権条約機関の重要で、貴重でかつ独自の役割及び貢献を認識し、

人権条約機関の独立性の重要性を再確認し、

また、人権条約機関の委員の独立性及び中立性が、各条約に則った委員の義務及び責任の遂行のために必要不可欠であることも再確認し、委員は、個人の資格で職務を遂行する高潔な人徳を有する個人でなければならないという要件を想起し、

国家には、関連条約の規定を履行するために採った措置に関する報告書を関連人権条約機関に定期的に提出するという、締結した国際人権条約に基づく法的な義務があることを認識し、この点について、遵守の度合いを高める必要性に留意し、

また、人権の促進及び保護は、協力の原則及び真の対話に基づき、全人類の利益のために、加盟国の人権の義務を遵守する能力を強化することを目的としてなされるべきであることを認識し、

人権の促進及び保護に関連する活動を含む、国際連合の活動における多言語使用の重要性を強調し、人権条約機関の効果的機能のため、国際連合の6の公用語の平等性の最重要性を再確認し、

現在の資源の配分では、人権条約機関制度が持続可能かつ効果的な方法で機能できないことを認識し、かつまた、この点について、総会の現行の手続きに基づいて、国際連合の通常予算から人権条約機関制度に対して十分な資金を提供することの重要性を認識し、

また、人権条約機関制度の作業方法の効率を改善するための継続した取組みの重要性を認識し、

さらに、国際人権条約の完全かつ効果的な履行及び遵守を確保するために、関係する締約国との協議及びその合意の上で提供される能力構築及び技術支援の重要性及び付

加価値を認識し、

特定の国際人権文書が委員会の会合の場所に関する規定を含むことを想起し、人権条約機関との相互対話において全ての締約国が完全に関与することの重要性に留意し、

人権条約機関制度の有効性、調和性及び改革をさらに改善する措置に関する事務総長の報告書<sup>2</sup>に留意し、

人権条約機関制度の能率化及び強化の方法を思案するための多様な利害関係者による協議アプローチを形成する際の、人権高等弁務官のイニチアチブ及び取組みに感謝しつつ留意し、

当該多様な利害関係者によるアプローチは、多数の加盟国が主催するイベントを含め、加盟国の代表、人権条約機関、国内人権機関、非政府組織及び研究機関が参加する多数の会合からなることに留意し、

多様な利害関係者に対する勧告を含む、国連人権条約機関制度の強化に関する人権高等弁務官の報告書<sup>3</sup>に留意し、

また、人権条約機関制度の効果的機能を強化及び向上する方法についての開放型の政府間プロセスの共同進行役の報告書<sup>4</sup>に留意し、

当該政府間プロセスの枠組みにおける総会議長及び共同進行役の取組みに対して感謝の意を表明し、

当該政府間プロセスにおける加盟国並びに人権条約機関の専門家、国内人権機関、国連人権高等弁務官事務所及び非政府組織の参加及び貢献に留意し、

人権条約機関制度の効果的機能の強化及び向上は、国際連合憲章及び条約機関について規定する国際人権文書に従って様々な法的権能を有する利害関係者により共有される共通目標であることを強調し、この点について、効果的機能の強化及び向上に向けた様々な条約機関の進行中の取組みを認識し、

---

<sup>2</sup> A/66/344 及び A/HRC/19/28

<sup>3</sup> A/66/860

<sup>4</sup> A/68/832

1. 人権条約機関に対し、締約国に対しその検討のために簡易報告手続を提供し、含まれる質問の数に上限を設けるよう奨励する；
2. 締約国に対し、その条約上の義務の履行に関する報告の準備及び双方向の対話を促進するために、提案がある場合に、簡易報告手続を利用する可能性を検討するよう奨励する；
3. また、締約国に対し、当該締約国における最新の進展に留意しながら、包括的な文書として、又は元の文書の付録という形態において、共通基幹文書を提出し、適切な場合にはこれを最新のものにすることを考慮するよう奨励し、この点に関して、人権条約機関に対し、当該共通基幹文書についての現行のガイドラインを明確かつ一貫した態様においていっそう詳述するよう奨励する；
4. それぞれの条約の定めに従った各人権条約機関の年次報告書の構成を害することなく、条約機関の年次報告書が、別個に公表され、年次報告書の中で参照されている文書を含まないことを決定する；
5. 人権条約機関に対し、対話をより効果的にし、利用可能な時間を最大限活用し、そして締約国とのより双方向性のありかつ生産的な対話を可能にすることを目的として、締約国の見解並びにそれぞれの委員会及びその職務権限の特性に留意しながら、締約国との建設的な対話のための調整された方法論の策定に向けて協働するよう奨励する；
6. また、人権条約機関に対し、勧告を含め、関連締約国との対話を反映した、簡潔で焦点がはっきりした具体的な総括所見を採択するよう奨励し、この目的を達成するためにさらに、人権条約機関に対し、それぞれの委員会及びその職務権限の特性並びに締約国の見解に留意しながら、そのような総括所見を策定するための共通ガイドラインを作成するよう奨励する；
7. 特に、条約の履行に関する事項についての議論を提案し、取りまとめることによって、締約国会合のより効率的かつ効果的な利用を勧告する；
8. 人権条約機関の活動に貢献する個人及び集団に対する脅迫及び報復といった全ての行為を強く非難し、国家に対し、このような人権侵害を予防し根絶するために、「普遍的に認められた人権及び基本的自由を促進及び保護する個人、集団及び社会組織の

権利及び責任に関する宣言」<sup>5</sup>その他全ての関連人権文書と一致した、全ての適切な行動を採るよう要求する；

9. 人権条約機関に対し、それぞれの職務権限の範囲内において、作業方法を通じ、より高い効率性、透明性、有効性及び調和性の達成に向けた取組みを向上し続けるよう奨励し、この点について、条約機関に対し、次の活動はそれぞれの条約の規定に基づくべきものであり、したがって締約国の新たな義務を創設するものではないことに留意しつつ、条約機関の効果的機能の強化及び向上に向けた進行中の取組みの中で、手続規則の適用及び作業方法に関する優れた実践を検討し続けるよう奨励する；

10. 締約国に対し、高潔な人徳を有し、かつ、人権分野、特に関連条約を包含する分野において、認められた能力及び経験を有する専門家を指名する取組みを続け、適切な場合に、人権条約機関の候補者としての専門家の指名に関する国内政策又はプロセスを採用することを検討するよう奨励する；

11. 経済社会理事会に対し、理事会決議 1985/17 に明記されている経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の現在の構成、組織及び運営上の取決めを維持しつつ、同委員会の専門家の選挙に関する現行の手続きを、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約<sup>6</sup>の締約国会合に置き換えることを検討するよう勧告する；

12. 国連人権高等弁務官事務所に対し、締約国会合における人権条約機関の委員の選挙のために準備される文書の中に、地理的配分、男女比率、専門的背景及び異なる法体系の均衡並びに現委員の在任期間を反映した、当該条約機関の構成に関する現在の状況についての情報をまとめた文書を含めるよう要求する；

13. 締約国に対し、条約機関の専門家の選挙において、関連人権文書に規定されている通り、人権条約機関の委員の中において、衡平な地理的配分、異なる文明体系及び主要な法体系の代表性、並びに均衡の取れた男女比率及び障がいのある専門家の参加に十分な配慮を行うよう奨励する；

14. 人権条約機関に対し、新しい一般的意見の策定の過程において、特に締約国との協議に役立てられ、他の利害関係者の見解に留意する一般的意見を策定するための調整された協議プロセスを開発するよう奨励する；

---

<sup>5</sup> 決議 53/144、付属文書

<sup>6</sup> 決議 2200 A (XXI)の付属文書を参照のこと。

15. 他の国際連合文書に関して確立された慣例に則して、人権条約機関によって作成される文書に 10,700 単語の上限を設けることを決定し、さらに、関連する利害関係者にも単語数の上限が適用されるよう勧告する；

16. また、人権条約機関によって是認されている通り<sup>7</sup>、締約国の報告書を含む、人権条約機関制度に対して提出される全ての締約国の文書に、初回報告書には 31,800 単語、その後の定期的な報告書には 21,200 単語及び共通基幹文書には 42,400 単語の上限を設けることを決定し、かつ、条約機関に対し、締約国が上記の単語数の上限を遵守する能力を確保するため、優先事項と見られる分野に焦点を当てて、提示する質問数に上限を設けるよう要請する；

17. 事務総長に対し、人権高等弁務官事務所を通じて、締約国の条約上の義務を履行する能力を構築することについて締約国を支援し、この点に関して、同事務所の職務権限に則して、当該国との協議及びその合意に基づいて、次に掲げる方法により、助言サービス、技術支援及び能力構築を提供するよう要求する：

(a) 必要に応じて、人権高等弁務官事務所の全ての地域事務所に、専任の人権能力構築事務官を配置すること；

(b) 教官の研修を通じて行うことを含めて、人権条約機関への報告において国家に技術支援を提供するため、地域機構内における地域人権メカニズムとの協力を強化すること；

(c) 地理的配分及び男女の比率、専門的背景及び異なる法体系を反映して、条約機関の報告に関する専門家の名簿を作成すること；

(d) 報告作業に関する制度的な能力を構築し、かつ、発展させることによって、並びに国家レベルにおける報告作業のガイドラインに関する特別な研修を通じて専門的な知識を強化することによって、国家レベルにおいて締約国に対し直接的な支援を提供すること；

(e) 締約国間において最良の実践を共有することを促進すること；

18. 締約国の条約上の義務を履行する活動において持続可能な能力を構築する措置に焦点を当てながら、とりわけ人権分野における技術協力のための国連任意基金を

---

<sup>7</sup> HRI/MC/2006/3 及び訂正第 1 号 (Corr.1)を参照のこと。

通じて、かつ、技術支援の提供と併せて、締約国に対してさらなる支援を提供する必要があることを強調し、全ての加盟国に対し、当該基金に拠出するよう奨励する；

19. 人権高等弁務官事務所に対し、締約国が国際人権諸条約に基づく義務を履行することについて締約国を援助するために、次に掲げることを通じて、国際連合制度の機関、基金及び計画並びに国際連合カントリーチームのそれぞれの職務権限に則して、かつ、締約国の要求に基づき、国連制度の機関、基金及び計画並びに国連カントリーチームと協働するよう奨励する：

(a) 人権条約機関に対する報告の準備のために、締約国に対して助言サービス、技術支援及び能力構築を提供すること；

(b) 締約国の条約上の義務の遵守を支援するため、関連する締約国と緊密に調整する中で、計画的な対応を開発すること；

20. 一部の加盟国が国家レベルにおける報告の調整の改善から利益を受けられると考えていることを認識し、人権高等弁務官事務所に対し、締約国の要求に応じて、最良の実践に基づいて、その技術支援活動の中に、この点に関連する支援も含めるよう要求する；

21. 加盟国に対し、締約国、特にジュネーブに代表部を置いていない締約国について、これらの締約国と人権条約機関との関係を促進するため、任意基金を提供するよう奨励する；

22. 人権条約機関の利用可能性及び可視性を高めることを目的として、かつ、情報に関する委員会第 35 会期報告<sup>8</sup>に則って、原則として、条約機関の公開会合をできるだけ速やかにインターネット上で配信することを決定し、かつ、事務局広報局に対し、それぞれの委員会において使用されている全ての公用語において、条約機関の関連する会合について、利用可能で、入手可能で、検索可能で、かつ、サイバー攻撃などから安全であるインターネット上の生中継及びビデオ・アーカイブの提供が実現可能であるかどうかについて報告するよう要求する；

23. 人権高等弁務官事務所に対し、対話へのより広範な参加を促すために、国連カントリーチームが現有するテレビ会議設備を通じた援助を得て、適切な場合におい

---

<sup>8</sup> 『総会公式記録、第 68 会期、補遺 21 号』(Official Records of General Assembly, Sixty-eighth Session, Supplement No. 21) (A/68/21)

て、締約国の要求に基づき、会合に出席していない公式代表団の構成員がビデオ会議の方法により締約国の報告書の審査に参加する機会を与えるよう要求する；

24. 人権条約機関の締約国との対話の要約記録が必要であることを強調し、かつ、この点について、条約機関の特別な性質から、これらの措置が先例を構成することはないことを考慮し、かつ、代替手段を通じて、条約機関の会合の逐語記録を国際連合の全ての公用語において提供する目的に留意しつつ、国際連合の作業言語の1において要約記録を発行し、未処理の要約記録を翻訳しないことを決定する；

25. 締約国の条約機関との会合の要約記録は、締約国の要求に基づき、当該締約国が使用した国際連合の公用語に翻訳されることを決定する；

26. また、条約機関に対する会合の時間の配分が、次の方法によって特定されることを決定し、かつ、事務総長に対し、相応の財政的及び人的資源を提供するよう要求する：

(a) それぞれの条約機関が毎年想定される締約国の報告書を審査するのに必要な週の数の配分は、2009年から2012年までの期間<sup>9</sup>にそれぞれの委員会が受領した報告書数の平均を用いると、1週間当たり少なくとも2.5件、人権条約の選択議定書に基づくものでは、適切な場合、1週間当たり少なくとも5件の割合で報告の審査が可能だという前提に基づいて行う；

(b) さらに、委託された活動を行うことを可能にするためそれぞれの委員会に2週間の会合時間を配分し、これに加えて、個人通報を処理する委員会には、通報1件の審査に1.3時間の会合時間が必要であること及びこれらの委員会が受理する通報の1年当たりの平均件数に基づいて、追加的な会合時間を配分する；

(c) 繰り返し未処理が発生することを防ぐための追加的な許容範囲は、隔年毎の最初に、想定される作業負担に対処するために委員会の間において配分される報告の遵守状況における5パーセント増を目標として設けられ、2015年から2017年までの期間については暫定的な目標として15パーセント増とする；

(d) 委託された主要な役割が現地視察を実施することである委員会に対して、

---

<sup>9</sup> その後は、データが利用可能である4年前からのものに基づいて行われ、かつ、条約のうち発効後4年を経過していないため過去4年間に提出された報告書のデータがいまだ利用できない条約については、データが利用可能な年数に基づいて、平均を計算する。



財政的及び人的資源の相当な配分を行う；

27. さらに、配分された会合の時間数は、隔年毎に、過去 4 年間の実際の状況報告に基づいて再検討され、かつ、事務総長の要求に基づいて、確立された予算手続に則って、修正されることを決定し、かつ、本決議の採択に先立って恒久的な基礎の上によって委員会に配分された週の数は減らされないことを決定する；

28. 事務総長に対し、事務総長の今後の人権条約機関制度のための隔年の計画予算の中において、現地視察の実施の委託を受けている条約機関による当該視察のための具体的な必要経費を含めて、上記の 26 及び 27 項に基づいて、それぞれの人権文書に基づいて報告書を提出する締約国の能力の増大、及び、批准状況と検討される個人通報の件数との関係で必要とされる会合時間を考慮に入れるよう要求する；

29. また、事務総長に対し、適切な場合に、特にジュネーブの国際連合事務局のために開発された戦略的遺産計画との関係で、人権条約機関制度に関する関連するアクセスの基準の漸進的な履行を確保し、かつ、障がいのある条約機関専門家が完全かつ効果的に参加することを確保するため、合理的な設備を提供するよう要求する；

30. 条約機関の特別な性質から、これらの措置が先例を構成することはないことを考慮しつつ、かつ、各締約国が 6 の国際連合公用語のいずれかにおいて条約機関とやりとりをする権利を害することなく、人権条約機関の活動のために最大 3 の公用作業言語を割り当て、例外的な場合には、委員相互間の意思疎通を促すために必要なときに、関連する委員会の決定により、第 4 番目の公用語を含めて、割り当てることを決定する；

31. 事務総長に対し、2013 年 4 月 12 日の決議 67/254 A<sup>10</sup>の第 6 節に則って、条約機関の専門家の旅行に関して現行の手配方法の効率を改善するよう要求する；

32. 締約国に対し、適用可能な場合において、かつ、例外的な措置として、締約国の報告義務の遵守の向上を達成し、かつ、報告書の未処理を根絶する見地から、関連する条約機関との合意に基づき、本決議の採択の時点において当該条約機関に対する報告が未処理となっている全期間について、その報告義務を充足するために、1 の統合報告書を提出するよう招請する；

33. 人権条約機関に対し、例外的措置として、かつ、現在の報告書の未処理を根絶する見地から、締約国が有意義かつ関連する国内の最新の進展状況を反映させる目

---

<sup>10</sup> ST/SGB/107/Rev.6 及び A/67/995 も参照のこと。

的をもった簡潔な追加文書を提供し、又は条約機関がこれを要求するという、現行の人権条約機関の慣行又は締約国の権利を害することなく、本決議の時点においてすでに提出されて審査を待っている全ての締約国の報告が、当該締約国の報告の審査の時点から起算して報告の周期が完了するまでの間、当該締約国の関連する条約機関に対する報告義務を充足するものとみなすよう招請する；

34. 人権条約機関及び人権高等弁務官事務所に対し、それぞれの職務権限の範囲内において、締約国による報告に関して明確かつ規則化されたスケジュールを達成する目的をもって、締約国の協力を通じて行うことを含めて、報告プロセスにおける調整及び予測可能性の向上のため、ひきつづき取り組むよう招請する；

35. 人権条約機関の委員の独立性及び中立性の重要性を再確認し、かつ、条約機関の委員の独立性及び委員の職務の行使を妨げるいかなる行為も回避することの重要性を十分に尊重しつつ、事務局<sup>11</sup>並びに条約機関制度の全ての利害関係者の重要性を強調する；

36. 2012年6月25日乃至29日にアディスアベバにおいて開催された第24回人権条約機関委員長年次会合において、条約機関の独立性を十分に尊重しながら、条約機関制度内において客観性、中立性及び説明責任を確保することを目的として、人権条約機関の委員の独立性及び中立性に関するガイドライン（アディスアベバ・ガイドライン）<sup>12</sup>が採択されたことに留意し、かつ、この点について、条約機関に対し、その職務権限に従って当該ガイドラインを履行するよう奨励する；

37. 人権条約機関に対し、とりわけ条約機関の進展について締約国及びその他の利害関係者の見解を求めることによって、アディスアベバ・ガイドラインを考慮及び見直しを継続するよう奨励し、かつ、この点について、条約機関の委員長に対し、履行についての最新情報を締約国に継続して提供するよう招請する；

38. また、人権条約機関に対し、条約機関制度の調和を促進する見地から、作業方法及び手続的事項に関する問題について結論の表現に関するものを含めて、優れた実践及び方法論を全ての条約機関に速やかに普及し、条約機関相互間を通じて一貫性を確保し、作業方法を標準化するなど、手続的な事項に関して委員長の役割を継続して向上するよう奨励する；

<sup>11</sup> ST/SGB/2009/6 を参照のこと。

<sup>12</sup> A/67/222 及び訂正第1号（Corr.1）、付属文書1（Annex I）

39. さらに、人権条約機関に対し、条約機関の委員の独立性及び中立性に関連する問題を含めて、全ての問題が建設的な方法において締約国により提起される可能性がある公開かつ公式の双方向の対話の場を確保する見地から、ジュネーブ及びニューヨークで開催される条約機関委員長年次会合の期間において、全ての人権条約の締約国との相互交流のための利便性を高めるよう奨励する；

40. 事務総長に対し、隔年毎に、委員会に提出された報告書数及び審査された報告書数、実施された視察の件数、受理された個人通報の件数及び審査された個人通報の件数、適用がある場合には、未処理の状況、能力構築の取組み及びその成果、並びに批准、報告の増加や会合時間の配分に関する状況を含めて、人権条約機関の活動において効率性や有効性を向上させるにあたって人権条約機関制度の現状及び人権条約機関によって達成された前進面について、並びに加盟国からの情報及び所見に基づいてものを含めて、条約機関との対話に全ての締約国の関与を向上するための措置の提案について、包括的な報告書を提出するよう要求する；

41. 本決議の採択の日から起算して 6 年以内に、人権条約機関制度の状況を審議し、その持続可能性を確保するために採られた措置の有効性を検討し、適切な場合において、人権条約機関の効果的な機能を強化し、かつ、向上するため、さらなる行動をとるよう決定することを決定する。

第 81 回本会議  
2014 年 4 月 9 日